※経済産業省HP掲載のPR資料に日商事務局が**下線A・B**を加筆

中小企業庁　創業・新事業促進課
03-3501-1767
中小企業庁　財務課
03-3501-5803
中小企業庁　金融課
03-3501-2876

創業・事業再生・事業承継促進支援事業

平成29年度概算要求額　26.5億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 経営者の高齢化や債務超過等の財務上の問題といった課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めることが急務となっている中、創業・事業再生・事業承継を一体的に促進します。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者を支援します。また、金融機関との調整等を通じて事業再生を目指す事業者の資金需要を補うことで、事業再生の加速化を図ります。地域における事業承継ニーズの掘り起こし、及び後継者による新しい取組の支援を行うことで、事業承継の円滑化を図ります。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援するとともに、創業者の裾野を広げるため、注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指します。

成果目標

- 平成29年から平成33年までの５年間の事業であり、
  ①補助終了後５年経過時の事業継続率90%を目指します。
  ②補助終了後５年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
  ③創業スクール受講者の創業率50%を目指します。
  ④事業承継ネットワーク構築事業開始後５年間における地域内重点支援対象者への累計リーチ率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

創業・事業再生・事業承継補助金

- 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促します。金融機関からの支援を要件とする①外部資金調達型、女性や若者、eコマース等の創業を想定した②スモールビジネス型、海外展開を目指す創業者向けの③海外展開型の３類型により、補助金投入の必要性がある創業者への重点的な支援を行います（補助上限①200万円、②100万円、③700万円、補助率2/3）。
- 事業再生に取り組み、債権放棄や第二会社方式等の抜本再生に取り組んだ中小企業者等に対し、設備資金等の必要な経費を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- 事業承継を契機に①経営革新等や②事業転換に挑戦する後継者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します（補助上限①200万円、②500万円、補助率2/3）。

創業支援事業者補助金

- 特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援事業の経費を補助します。平成29年度は従来からの①一般型に加え、未認定自治体にも支援を広げるための②広域型(上限1,000万円)と小規模自治体での支援事業を想定した③地域需要創造型(上限100万円)を創設します。（補助率2/3）Ⓐ

潜在的創業者掘り起こし事業

- 国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援します。Ⓑ
- 創業スクール選手権を創業スクール受講者以外にも拡大することで、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起しを行います。

事業承継ネットワーク構築事業

- 各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進します。